

通関営業所の新設について

標記のことについて、通関業法第8条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

通関業者名 サヴィーノ・デルベーネ・ジャパン株式会社
J C N 5011001029056
所在地 東京都港区新橋四丁目21番3号新橋東急ビル1階
代表者 代表取締役 フラヴィオ・ゴーリ
営業所名 東京営業所
所在地 東京都港区新橋四丁目21番3号
新橋東急ビル1階
条 件 なし
許可年月日 令和8年2月1日

令和8年2月1日
東京税関長 松重友啓